

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備などの実施状況

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、株式会社三宅における公的研究費の管理・監査体制についてに次のように定めます。

1. 最高管理責任者 代表取締役社長
2. 統括管理責任者 経営企画室室長
3. 事務処理手続きに関する相談受付窓口 管理部 総務・経理課

平成 21 年 3 月 2 日